

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

40

### 告 示

- 東京都リハビリテーション病院条例による使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………一
- 東京都立心身障害者口腔保健センター条例による使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………一
- 介護支援専門員登録申請手数料等の徴収委託……………(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)……………二
- 介護支援専門員再研修受講料の徴収委託……………(同)……………二
- 主任介護支援専門員研修受講料の徴収委託……………(同)……………二
- 主任介護支援専門員更新研修受講料の徴収委託……………(同)……………二
- 東京都母子及び父子福祉資金貸付金償還金の収納委託……………(福祉保健局少子社会対策部育成支援課)……………二
- 保育士登録手数料等の収納委託……………(福祉保健局少子社会対策部保育支援課)……………二
- 東京都障害者支援施設等の使用料の徴収委託……………(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)……………三
- 東京都福祉型障害児入所施設の使用料の徴収委託……………(同)……………三
- 東京都東村山福祉園の使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………三

- 東京都八王子福祉園の使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………三
- 東京都千葉福祉園の使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………三
- 東京都清瀬喜望園の使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………四
- 東京都立北療育医療センターの使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………四
- 東京都立府中療育センターの使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………四
- 東京都立東大和療育センターの使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………五
- 東京都立東部療育センターの使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………五
- 東京都立中部総合精神保健福祉センターの使用料及び手数料の徴収委託……………(福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課)……………五
- 東京都立多摩総合精神保健福祉センターの使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………五
- 東京都多摩府中保健所における使用料及び手数料の収納委託……………(福祉保健局多摩府中保健所企画調整課)……………六
- 東京都農業関係試験等手数料条例による手数料等の徴収委託……………(産業労働局農林水産部調整課)……………九
- 東京都沿岸漁業改善資金貸付規則による貸付金償還金の徴収委託……………(同)……………九
- 東京都しごとセンター条例による使用料の徴収委託……………(産業労働局雇用就業部就業推進課)……………九
- 東京都南部労政会館使用料の徴収委託……………(産業労働局労働相談情報センター事業普及課)……………九

### 告 示

●東京都告示第四百六十三号  
東京都リハビリテーション病院条例(平成二年東京都条例第五十三号)第五条に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方  
(一) 名称 公益社団法人東京都医師会  
(二) 所在地 千代田区神田駿河台二丁目五番地

二 委託期間  
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百六十四号  
東京都立心身障害者口腔保健センター条例(昭和五十九年東京都条例第四十六号)第四条に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方  
(一) 名称 公益社団法人東京都歯科医師会  
(二) 所在地 千代田区九段北四丁目一番二十号

二 委託期間  
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百六十五号

東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)別表二十六の項に規定する介護支援専門員登録申請手数料、介護支援専門員証交付手数料、介護支援専門員証有効期間更新手数料、介護支援専門員証書換交付手数料及び介護支援専門員証再交付手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都福祉保健財団

(二) 所在地 新宿区西新宿二丁目七番一号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百六十六号

東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)別表二十六の項に規定する介護支援専門員再研修受講料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都福祉保健財団

(二) 所在地 新宿区西新宿二丁目七番一号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百六十七号

東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)別表二十六の項に規定する主任介護支援専門員研修受講料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会

(二) 所在地 千代田区飯田橋二丁目九番三号 かつがビル十階

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百六十八号

東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)別表二十六の項に規定する主任介護支援専門員更新研修受講料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会

(二) 所在地 千代田区飯田橋二丁目九番三号 かつがビル十階

(一) 名称

特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会

(二) 所在地

千代田区飯田橋二丁目九番三号 かつがビル十階

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百六十九号

東京都母子及び父子福祉資金貸付条例(昭和三十九年東京都条例第六十六号)に規定する東京都母子及び父子福祉資金貸付金償還金の収納事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 ニッテレ債権回収株式会社

(二) 所在地 港区芝浦三丁目十六番二十号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百七十七号

東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)別表二十七の項に規定する保育士登録手数料、保育士登録証書換交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人日本保育協会

(二) 所在地 千代田区麹町一丁目六番地二 麹町一丁目

ビル六階

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百七十一号

東京都障害者支援施設等に関する条例(平成二十二年東京都条例第五十二号)別表に規定する東京都障害者支援施設等において徴収する同条例第六条第一項第一号イ及び同条第二項に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方

委託内容

委託期間

公益財団法人東京 使用料徴収事務の 令和五年四月一日  
都福祉保健財団 取りまとめ から令和六年三月  
新宿区西新宿二丁 三十一日まで  
目七番一号

みずほファクター 口座振替による使 同右  
株式会社 用料の徴収

千代田区丸の内一  
丁目六番二号 新  
丸の内センタービ  
ルディング七階

●東京都告示第四百七十二号

東京都児童福祉施設条例(昭和三十九年東京都条例第三十九号)別表に規定する東京都福祉型障害児入所施設において徴収する同条例第四条第一項及び第二項に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方

委託内容

委託期間

公益財団法人東京 使用料徴収事務の 令和五年四月一日  
都福祉保健財団 取りまとめ から令和六年三月  
新宿区西新宿二丁 三十一日まで  
目七番一号

みずほファクター 口座振替による使 同右  
株式会社 用料の徴収

千代田区丸の内一  
丁目六番二号 新  
丸の内センタービ  
ルディング七階

●東京都告示第四百七十三号

東京都児童福祉施設条例(昭和三十九年東京都条例第三十九号)別表に規定する東京都東村山福祉園において診療を受ける者から徴収する同条例第四条第三項から第五項までに規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人東京都社会福祉事業団

(二) 所在地 新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百七十四号

東京都障害者支援施設等に関する条例(平成二十二年東京都条例第五十二号)別表に規定する東京都八王子福祉園において診療を受ける者から徴収する同条例第六条第一項第一号ロ及び第二号、第三項並びに第四項に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人東京都社会福祉事業団

(二) 所在地 新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百七十五号

東京都児童福祉施設条例(昭和三十九年東京都条例第三十九号)別表及び東京都障害者支援施設等に関する条例(平成二十二年東京都条例第五十二号)別表に規定する東京都千葉福祉園において診療を受ける者から徴収する東京

都児童福祉施設条例第四条第三項から第五項まで並びに東京都障害者支援施設等に関する条例第六条第一項第一号ロ及び第二号、第三項並びに第四項に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人東京都社会福祉事業団

(二) 所在地 新宿区大久保三丁目十番一―二〇一―号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百七十六号

東京都障害者支援施設等に関する条例（平成二十二年東京都条例第五十二号）別表に規定する東京都清瀬喜望園において診療を受ける者から徴収する同条例第六条第一項第一号ロ及び第二号、第三項並びに第四項に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人まりも会

(二) 所在地 小平市上水南町四丁目七番四十五号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百七十七号

東京都立療育医療センター条例（昭和六十年東京都条例第三十号）第一条第二項に規定する東京都立北療育医療センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 北療育医療センターに係る事務

委託した相手方

委託期間

委託時間

株式会社ニチイ学館 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで  
千代田区神田駿河台四丁目六番地 三十一日まで

月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。）  
午前八時三十分から午後五時三十分（土曜日にあつては、午後零時四十五分）まで

二 城南分園に係る事務

委託した相手方

委託期間

委託時間

株式会社セノン 令和五年四月一日 月曜日から土曜日

新宿区西新宿二丁目一番一号 から令和六年三月三十一日まで  
（国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。）  
午前八時三十分から午後五時三十分（土曜日にあつては、午後零時十五分）まで

三 城北分園に係る事務

委託した相手方

委託期間

委託時間

株式会社セノン 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで  
新宿区西新宿二丁目一番一号 から令和六年三月三十一日まで  
（国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。）  
午前八時四十五分から午後五時四十五分まで（土曜日にあつては、午前八時三十分から午後零時三十分まで）

●東京都告示第四百七十八号

東京都立療育センター条例（昭和四十三年東京都条例第二十五号）第一条第二項に規定する東京都立府中療育センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第

十六号) 第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方

委託期間

委託時間

株式会社ニチイ学館 千代田区神田駿河台四丁目六番地  
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで  
月曜日から土曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。)  
午前八時三十分から午後五時四十五分(土曜日にあつては、午後零時四十五分)まで

●東京都告示第四百七十九

東京都立療育センター条例(昭和四十三年東京都条例第二十五号)第一条第二項に規定する東京都立東大和療育センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を

守る会

(二) 所在地 世田谷区三宿二丁目三十番九号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百八十号

東京都立療育センター条例(昭和四十三年東京都条例第二十五号)第一条第二項に規定する東京都立東部療育センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を  
守る会

(二) 所在地 世田谷区三宿二丁目三十番九号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百八十一号

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例(昭和六十年東京都条例第二十七号)第一条第三項に規定する東京都立中部総合精神保健福祉センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

り委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方

委託期間

委託時間

株式会社セノン 新宿区西新宿二丁目一番一号  
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで  
月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。)  
午前八時四十五分から午後五時十五分まで

●東京都告示第四百八十二号

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例(昭和六十年東京都条例第二十七号)第一条第三項に規定する東京都立多摩総合精神保健福祉センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方

委託期間

委託時間

株式会社セラム 愛知県名古屋市北  
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで(国民の祝日

区大曾根一丁目二 三十一日まで  
十六番二十三号三  
栄ビル二階

に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。）  
午前八時四十五分から午後五時十五分まで

●東京都告示第四百八十三号

保健所の設置等に関する条例（昭和二十三年東京都条例第二百二十八号）別表に規定する東京都多摩府中保健所を利用する者から徴収する調理師免許手数料等の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 委託した相手方
  - (一) 名称 株式会社ケイ・エス
  - (二) 所在地 立川市柏町二丁目五十番地の四
- 二 委託期間  
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- 三 委託する手数料等  
別表のとおり

別表

番号	手 数 料 等 の 名 称	規 定
1	調理師免許手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例（平成12年東京都条例第87号）別表二の項イ
2	調理師免許証書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二の項ハ
3	調理師免許証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二の項ニ
4	製菓衛生師免許手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表三の項イ
5	製菓衛生師免許証書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表三の項ハ
6	製菓衛生師免許証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表三の項ニ
7	受給調理師実地指導員指定証交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表四の項イ
8	受給調理師実地指導員標識交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表四の項ロ
9	受給調理師実地指導員指定証訂正手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表四の項ハ
10	受給調理師実地指導員指定証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表四の項ニ
11	受給調理師実地指導員標識再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表四の項ホ
12	理容所の検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表五の項イ
13	美容所の検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表六の項イ
14	温泉利用許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表七の項イ
15	温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表七の項ロ
16	旅館業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表八の項イ
17	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表八の項ロ
18	浴場業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表九の項イ
19	クレーンクレーン師検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十の項イ
20	クレーンクレーン師免許手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十の項ロ
21	クレーンクレーン師免許証訂正手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十の項ニ
22	クレーンクレーン師免許証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十の項ホ
23	飲食店営業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ハ
24	飲食店営業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヘ
25	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ト
26	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ト
27	食肉販売業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項チ
28	食肉販売業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項チ
29	魚介類販売業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項リ
30	魚介類販売業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項リ
31	魚介類譲り売り営業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヌ
32	魚介類譲り売り営業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヌ

番号	手数料等の名称	根拠規定
33	集引業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ル
34	集引業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ル
35	乳処理業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ウ
36	乳処理業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ウ
37	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ウ
38	特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ウ
39	食肉処理業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項カ
40	食肉処理業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項カ
41	食品の放射線照射業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項イ
42	食品の放射線照射業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項イ
43	菓子製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項タ
44	菓子製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項タ
45	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項シ
46	アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項シ
47	乳製品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項リ
48	乳製品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項リ
49	清涼飲料水製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ソ
50	清涼飲料水製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ソ
51	食肉製品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ホ
52	食肉製品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ホ
53	水産製品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ハ
54	水産製品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ハ
55	水産製品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ニ
56	水産製品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ニ
57	液状製菓業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ム
58	液状製菓業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ム
59	食用油脂製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項フ
60	食用油脂製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項フ
61	みそ又はしょうゆの製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ホ
62	みそ又はしょうゆの製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ホ
63	酒類製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヘ
64	酒類製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヘ
65	豆腐製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項オ

番号	手数料等の名称	根拠規定
66	豆腐製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項オ
67	納豆製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項イ
68	納豆製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項イ
69	種類製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヤ
70	種類製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヤ
71	そうざい製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヅ
72	そうざい製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヅ
73	複合型そうざい製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク
74	複合型そうざい製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク
75	冷凍食品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項フ
76	冷凍食品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項フ
77	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク
78	複合型冷凍食品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク
79	漬物製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項エ
80	漬物製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項エ
81	密封包装食品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項エ
82	密封包装食品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項エ
83	食品の小分け業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ア
84	食品の小分け業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ア
85	添加物製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヤ
86	添加物製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヤ
87	食肉処理業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項イ
88	食肉処理業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項イ
89	食肉検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項ホ
90	確認規程認定申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項ヘ
91	確認規程変更認定申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項ト
92	病院開設許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項イ
93	診療所開設許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項ロ
94	助産所開設許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項ハ
95	病院検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項ニ
96	診療所検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項ホ
97	助産所検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項ヘ
98	死体保存許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十七の項イ

番号	手数料等の名称	根拠規	定
99	診療エックス線技師免許証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第十八の項イ	
100	診療エックス線技師免許証書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第十八の項イ	
101	衛生検査所登録申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第十九の項イ	
102	衛生検査所登録証明書書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第十九の項イ	
103	衛生検査所登録証明書再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第十九の項イ	
104	衛生検査所登録変更申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第十九の項二	
105	進習師の免許手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十の項イ	
106	進習師の免許証の書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十の項イ	
107	進習師免許証の再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十の項イ	
108	助産師名簿原本交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十の項エ	
109	保健師免許書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十の項ル	
110	看護師免許又は看護人免状の書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十の項ヲ	
111	保健師免許再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十の項ヲ	
112	看護師免許又は看護人免状の再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十の項カ	
113	毒物劇物販売業の登録申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十二の項ハ	
114	毒物劇物販売業の登録更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十二の項ニ	
115	毒物劇物販売業の登録票書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十二の項エ	
116	毒物劇物販売業の登録票再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十二の項ト	
117	麻薬小売業者免許申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十四の項イ	
118	麻薬小売業者免許再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十四の項エ	
119	薬局開設許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項イ	
120	薬局開設許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項ロ	
121	医薬品販売業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項ト	
122	医薬品販売業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項チ	
123	薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項ヲ	
124	薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項リ	
125	薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項タ	
126	薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項ト	
127	薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項リ	
128	薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項ツ	
129	薬局製造販売医薬品製造販売業又は製造業許可証書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項ネ	
130	薬局製造販売医薬品製造販売業又は製造業許可証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項ナ	
131	薬局製造販売医薬品製造販売業目承認申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項ラ	

番号	手数料等の名称	根拠規	定
132	薬局製造販売医薬品製造販売業目一部変更承認申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項ム	
133	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項カ	
134	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項ト	
135	高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品販売業の許可証の書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項エ	
136	高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品販売業の許可証の再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項テ	
137	銀行簿記簿記申請手数料	銀行簿記簿記法及び簿記配置の基準等に関する条例(昭和59年東京都条例第54号)第4条	
138	プール等経営許可申請手数料	プール等取締条例(昭和50年東京都条例第22号)第4条	
139	ふく取扱所認証書申請手数料	東京都ふくの取扱い規制条例(昭和61年東京都条例第51号)第19条第1項第2号	
140	ふく取扱所認証書再交付申請手数料	東京都ふくの取扱い規制条例第19条第1項第6号	
141	使用料及び手数料	保健所使用条例(昭和21年東京都条例第31号)第2条	
142	開示手数料	東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)第17条	



●東京都告示第四百八十四号

東京都農業関係試験等手数料条例(平成十七年東京都条例第七十二号)に規定する手数料及び農産物等の物品売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都農林水産振興財団

(二) 所在地 立川市富士見町三丁目八番一号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百八十五号

東京都沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十四年東京都規則第四百十五号)に規定する貸付金償還金の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 東日本信用漁業協同組合連合会

(二) 所在地 千葉県千葉市中央区新宿二丁目三番八号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百八十六号

東京都しごとセンター条例(平成八年東京都条例第六十一号)第七条に規定する提供施設等の使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京しごと財団

(二) 所在地 千代田区飯田橋三丁目十番三号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百八十七号

東京都労政会館設置及び管理に関する条例(昭和二十八年東京都条例第五十四号)第八条第一項に規定する使用者から徴収する労政会館施設使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 株式会社富士保安警備

(二) 所在地 墨田区両国二丁目十六番五号

二 委託期間

三 委託施設

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで  
東京都南部労政会館

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

